

納税すませて夏休み ■市町村税徴収強化月間2008夏

●全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、7月から8月を「市町村税徴収強化月間2008夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

●三位一体改革と税源移譲

昨年、三位一体の改革により国からの補助金や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、町の予算に占める住民税の割合が、大きくなったことを意味しています。

税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

●一人ひとりが上三川町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支え

ていくことになるのです。

●自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

●税収確保の取組み

納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない人に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先

税務課 納税係

☎9121

戸籍届出の夜間受付の場所が変更になりました!!

平日の午後5時半～翌日の午前8時まで（翌日が休日の場合は午前8時半まで）、及び土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の午後5時から翌日の午前8時半までの戸籍届出につきましては、石橋地区消防組合上三川分署にてお預かりいたします。

▼預けられる届出書＝

出生届・婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届（その他の届出書については、上三川分署では取扱いできませんのでご了承ください。）

夜間に届出をされる予定の人は、必ず住民生活課へご連絡ください。

▼夜間受付場所＝石橋地区消防組合上三川分署（大字上三川4692番地）

▼問い合わせ先＝住民生活課 戸籍係 ☎9126

